

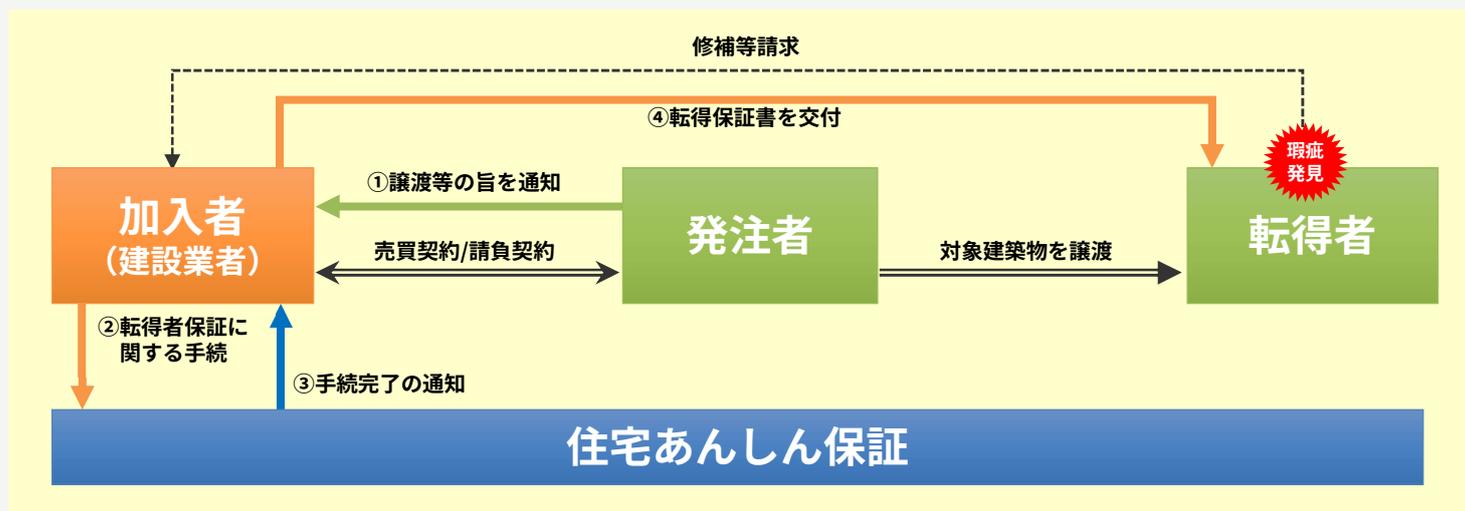
## 非住宅木造建築物の新スタンダード

# あんしん建物検査・保証制度

## 転得者保証に関する手続きについて

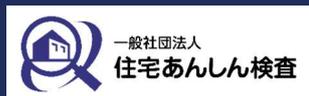
- 引渡後に対象建築物が発注者から第三者に譲渡等により特定承継された時は、保証期間にかかわらず、加入者の発注者に対する保証は終了し、本制度による補償も終了します。
- ただし、加入者が転得者<sup>(※)</sup>を被保証者として、保証期間の終期日までの保証を提供すること、および、同様に本制度による補償を受けることを希望する場合は、転得者への対象建築物の引渡日が確定した後に、住宅あんしん検査に転得者保証に関する申請を行い、所定の手続きを行っていただく必要があります。  
(この手続きは加入者が任意に行うものです。)  
※売買等により発注者から対象建築物を特定承継した者（その特定承継人も含みます。）であって、対象建築物を現に所有する者をいいます。

### ● 転得保証の仕組み



- 転得者保証に関する手続きが完了した場合、本制度により、加入者が転得者に対して交付する転得保証書に基づいて負担する責任を履行することによって被る損害の補償を受けることができます。
- 手続きに要する費用  
転得者保証に関する手続きにあたり、加入者には1回あたり5,000円（消費税別）を手数料としてお支払いいただきます。
- 転得保証の開始日  
転得保証の開始日は、原則として、転得者への対象建築物の引渡日となります。ただし、住宅あんしん検査への転得者保証に関する手続き（上記の手续费のお支払いを含みます。）が遅れた場合は、手続き完了日から転得保証が開始されます。（転得保証の開始日は、加入者から転得者に対して交付する転得保証書に記載されます。）  
なお、対象建築物が転得者に引き渡された時から、転得保証の開始日の前日までの間に発見された事故については、保険金が支払われませんのでご注意ください。

制度提供者



制度販売者



hijutaku@j-anshin.co.jp

TEL 03-3562-8130

〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1三井住友海上テプコビル6階